

第3回白山市教育委員会会議録

1 日 時 令和7年3月28日（金）午後2時

2 場 所 白山市役所本庁舎4階 402会議室

3 出席者

教育長	清水 茂
教育長職務代理者	竹内 千恵子
教育委員	小寺 正彦
教育委員	尾張 勝也
教育委員	安川 薫
教育委員	佐賀 一夫

4 事務局

教育部長	谷口 由紀枝
教育総務課長	西村 幸広
学校教育課長	藤 法生
生涯学習課長	米木 伸一
松任図書館長	澤田 憲司
子ども総合相談室長	浅香 弥生
学校指導課担当課長	南 寿樹

書記職

教育総務課課長補佐	長島 史晃
教育総務課係長	山崎 有香

5 傍聴人 なし

6 案件

議案第 6号	白山市学校運営協議会委員の任命について
議案第 7号	地域学校協働活動推進員の委嘱について
議案第 8号	学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
議案第 9号	白山市社会教育委員の委嘱について
議案第10号	白山市図書館協議会委員の委嘱について
議案第11号	白山市立小学校及び中学校通学区域の一部改正について

議案第12号 令和7年度4月1日付け事務局等職員の異動内容について

7 議事の経過等 以下のとおり

清水教育長の開議あいさつに続いて、議事録署名委員として竹内教育長職務代理者を指名した。

諸般の報告について、教育部長より教育長が出席した行事の主な概要について報告した。

■主な行事の概要（3月4日の教育委員会以降の報告）

- ・ 3月5日（水） 白山ののいち医師会 保健衛生・学校保健懇談会
（グランドホテル白山）
- ・ 3月6日～3月25日 令和7年市議会3月会議
3月14・17日 一般質問
教育委員会への質問は 6議員から20件
- ・ 3月8日（土） 市スポーツ表彰式（鶴来総合文化会館クレイン）
- ・ 3月15日（土） 中学校卒業式
- ・ 3月18日（火） 小学校卒業式
- ・ 3月20日（木・祝） いいとこ白山あさがおマラソン（松任総合運動公園）
- ・ 3月21日（金） 子どもの権利委員会（402会議室）
図書館を使った調べる学習コンクール優秀賞受賞市長報告
（特別応接室）
- ・ 3月26日（水） 臨時校長・教頭合同会議（市民交流センター）

本日の議題に入り、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号について、質疑・応答が行われ、原案どおり承認し閉会した。

【案件の説明および諸報告について】

案件について、事務局より説明・報告し、原案通り承認された。

【主な質疑・応答の内容について】

○白山市学校運営協議会委員の任命について

（竹内教育長職務代理者）

教育長はよく小学校と保育園の連携という話もされるのですが、学校によっては園長等が入っていない学校があります。できれば学校の近くの園長さんが入って、連携していただければ良いと思っています。また、園の関係者から面倒を見た子、世話をした子達、関わった子達が入学式に出席するのを見たい、式典に行って成長を見たい、というようなお話もお聞きしたことがありますので、できたらそういう方も入っていただけると良いかと思いました。

（藤学校教育課長）

委員の定員は10名とさせていただいていますので、まだ定員に達していない学校は入っ

ていただけるかもしれません。

○白山市図書館協議会委員の委嘱について

(竹内教育長職務代理者)

公募で何人ぐらい応募があったのでしょうか。また、どういう基準でこの方に決まったのですか。

(澤田松任図書館長)

今回の公募につきましては、6名の方から応募がございました。選考については、提出していただきます作文の内容等を加味いたしまして、図書館長の他、副館長、教育部長、生涯学習課長からのご意見いただきまして、決めさせていただきました。

○白山市立小学校及び中学校通学区域の一部改正について

(佐賀委員)

以前にあった説明では、子ども会や町内会に属している子どもを分けてしまうのはかわいそうだ、というような話があったのですが、やはり学校が近いことよりも子ども会や町内会の括りが優先されることになるのですか。

(藤学校教育課長)

目の前に学校がありながら、指定校の括りとしては各町内会単位でさせていただいています。佐賀委員さんが言われたように、その1町内会の中でのまとまりということ、行政としては大切に考えている、という状況です。

(佐賀委員)

せめて、交差通学となる時は、通学路としてなるべく短距離になるように横断歩道の設置等をお願いしたい。新しく来られた方にすればなぜ駄目なのだという意見が出てくると思います。その時に「今まで町内会、子ども会を理由に、いつもこうです」という決まりきった文言だけで説明しても住民の方も納得しにくいかと思えます。せめて通学しやすさを確保してあげなくてはいけないだろうと思えますので、補足として意見です。

(藤学校教育課長)

原則は町内会単位なのですけれども、各家庭の事情に応じた教育的配慮という意味で、例外で別の学校に通学することを承認しているケースもあります。また、横断歩道については警察の許可が必要で、もし、そういった事例があるのであれば、ご相談していきたいと思えます。